

## カーボン・オフセット認証制度委員会規程

平成21年4月30日

改1：平成21年9月2日

カーボン・オフセット認証制度運営委員会

カーボン・オフセット認証制度実施規則（以下、「実施規則」）第5条に基づき、運営委員会、認証委員会及び監督委員会を設置し、委員会規程を以下のように定める。

### （目的）

第1条 本規程は、カーボン・オフセット認証制度における、運営委員会、認証委員会及び監督委員会の分掌を定めるとともに、各委員会の基本的事項を定めるものである。

### （運営委員会）

第2条 運営委員会は、次の事項を所掌する。

- （1）カーボン・オフセット認証制度の運営
- （2）制度文書管理
- （3）個別のカーボン・オフセットの取組の第三者認証における認証済案件及びカーボン・オフセットラベル使用状況、並びにあんしんプロバイダー制度における情報公開状況の管理
- （4）運営委員会、認証委員会及び監督委員会の所掌する事項のいずれにも該当しない内容の分掌
- （5）その他付随する業務

### （認証委員会）

第3条 認証委員会は、次の事項を所掌する。

- （1）個別のカーボン・オフセットの取組の第三者認証における申請案件に対する本審査
- （2）個別のカーボン・オフセットの取組の第三者認証における申請案件に対する認証（申請案件に対するカーボン・オフセットラベルの付与・発行の承認）
- （3）あんしんプロバイダー制度に基づく申請事業者に対する情報公開内容の確認

### （監督委員会）

第4条 監督委員会は、次の事項を所掌し、運営委員会及び認証委員会に勧告を行う。

- （1）カーボン・オフセット認証制度の運営や個別のカーボン・オフセットの取組の認証に対する制度全体の監理
- （2）利害関係者からの苦情、異議申立ての受付
- （3）運営委員会及び認証委員会における利害抵触、倫理、機密保持等、制度運営に関する客観性・公平性等に関する判定

- (4) 個別のカーボン・オフセットの取組の認証案件及びあんしんプロバイダー制度における申請事業者等による不正使用等の調査結果の分析

(構成及び委員の委嘱)

第5条 各委員会は5名以上15名以内をもって構成する。気候変動対策認証センターは次に掲げる有識者等のうちから委員を選任し、委嘱を行う。

- (1) 気候変動対策に関する学識経験者
- (2) 温室効果ガス及び業務監査に関する専門家・有識者
- (3) 事業者および消費者を代表する団体、関係行政機関等の専門家・有識者

2 委員の異動等により、前項の要件を満たさなくなった場合または利害抵触等、委員としてふさわしくない行為があると認められた場合は、任期の途中であっても委員委嘱期間を中断することがある。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。ただし、5年を超える再任についてはパブリックコメントに付し、運営委員会及び認証委員会の委員については監督委員会が、監督委員会の委員については運営委員会が、パブリックコメントにおいて提出された意見を踏まえ判定するものとする。

(座長の選任と役割)

第7条 各委員会は座長を任命し、座長は当該委員会を統括する。

- 2 座長は学識経験者等中立的な立場の委員とし、互選を基本とする。
- 3 座長にやむを得ない事情がある時は、学識経験者等中立的な立場の委員を優先して座長が副座長として指名し、副座長は座長の代行を行う。

(委員会の開催)

第8条 各委員会は座長が召集し、年1回以上開催する。なお、原則として運営委員会は年4回程度、認証委員会は年8回程度、監督委員会は年1回程度の開催を目安とする。

- 2 各委員会の議長は座長が務める。
- 3 各申請者の情報が審議されるため、各委員会は非公開とする。ただし、議事概要及び認証結果は気候変動対策認証センターウェブページに公開する。
- 4 各委員会については、必要に応じて、電磁的方法による開催を行うことができる。5 各委員会は審議を行うにあたり、第9条に定める小委員会へ付議することができる。

(小委員会の設置)

第9条 委員会は、問題の解決に向けて公正かつ迅速な審議を行うに当たり、小委員会を設けることができる。

2 小委員会は、気候変動対策認証センターが、次に掲げる有識者等のうちから選任し、委嘱を行った者により構成する。

- (1) 気候変動対策に関する学識経験者
- (2) 温室効果ガス及び業務監査に関する専門家・有識者
- (3) 事業者および消費者を代表する団体、関係行政機関等の専門家・有識者

3 小委員会は、関連する事案に関する問題の整理、調査及び審査を行い、結論を委員会に上申するものとする。

(委員会の定足数)

第10条 各委員会は構成する委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開催し、議決を行うことができない。ただし、当該議決について、委員会に出席することができない委員があらかじめ書面等により意思を表示した場合は、当該委員を出席したものとみなす。

(委員会の議決)

第11条 委員会における議決は、原則として出席者によるコンセンサス方式に基づくが、コンセンサスを得られない場合は、出席者の過半数をもって議決を行う。なお、可否同数の場合は座長が決することとする。

(利害抵触の防止)

第12条 各委員会において、直接的に申請案件の形成（申請者に対する助言及びコンサルタント・サービスをいう。）に関わった委員は当該案件の審議においては、議決権を行使することができない。

(準用)

第13条 第5条2項、第6条から第7条、第10条から第12条の規定は、小委員会に準用する。この場合において、第6条中「1年」とあるのは、「当該案件が結審するまで」と読み替える。

(規程の制定・改廃)

第14条 当規程の制定は、第1回運営委員会における採択により発効する。

2 当規程の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。

(事務局)

第15条 委員会及び小委員会の事務局は気候変動対策認証センターが実施する他、監督委員会の事務局は第三者に委託を行うこととする。